

摂津市水道部告示第15号

制限付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び摂津市水道事業会計規程（昭和58年水道企業規程第7号）第91条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年10月16日

摂津市長 森 山 一 正

記

- 1 工事名 鳥飼送水所 4号配水池耐震補強工事
- 2 工事場所 摂津市鳥飼本町三丁目地内
- 3 予定工期 平成27年11月20日から平成28年12月16日まで
- 4 工事概要

耐震補強工事	1式
防水塗装工事	1式
流入管及び流出管更新	1式
- 5 入札参加資格要件

制限付一般競争入札に参加する為には、以下の要件をすべて満たしていること。

  - ① 本市の競争入札参加資格者名簿「業種：水道施設工事」で掲載されていること。
  - ② 平成25～28年度本市の競争入札参加資格申請提出時に添付した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の水道施設工事の総合評定値が900点以上（A、Bランク）のもの。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が当該入札参加申込時において、有効期間が終了していないこと。
  - ④ 建設業法第3条各項の規定に基づく建設業の許可を受けていること。元請工事における下請金額合計が3,000万円以上の場合は特定建設業、それ以外の場合は一般建設業の建設業許可とする。
  - ⑤ 公告の日から入札の日までの間に、本市の競争入札参加に係る入札参加停止の措

置期間中でないこと。

- ⑥ 公告の日から入札の日までの間に、建設業法に係る処分中でないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。  
(一般競争入札の参加者資格の不適合事項が列記)。
- ⑧ 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、参加することができない。
  - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）と同条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
  - イ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係にある場合のいずれかに該当する場合。
- ⑨ 次の各号のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされているもの。
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされているもの。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされているもの。

## 6 技術者の配置

本工事における監理技術者は、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

## 7 入札参加申込時提出書類

- ① 摂津市制限付一般競争入札参加申込書
- ② 摂津市制限付一般競争入札参加者証
- ③ 平成25～28年度摂津市競争入札参加資格審査申請時に添付した国土交通省又は大阪府等の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の直近の写し

④ 本工事に配置を予定する技術者調書

現場代理人、監理技術者の経歴書、資格者証（監理技術者資格者証、指定講習に係る監理技術者講習修了証及び国家資格証明証又は国土交通大臣認定書の写し）及び当該事業所と直接かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）が確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写し

8 入札参加申込書 受付期間・場所

平成27年10月15日から平成27年10月26日まで  
午前10時から午後4時まで  
摂津市 水道部 総務課

9 入札参加資格者公表

平成27年10月28日 午前10時から  
摂津市 水道部 総務課内掲示板（受付番号のみ）

10 入札会日時及び場所

平成27年11月19日 午前11時から  
摂津市水道部 別館2階 中会議室

11 無効となる入札事項

摂津市水道事業会計規程第97条に該当する入札を行ったもの。

12 入札保証金

必要

摂津市水道事業会計規程第93条から第96条に定めるとおりとする。

13 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設ける。

（事後公表：詳しくは、総務部財政課の「入札制度の変更についてのお知らせ（重要）」をご覧ください。）

14 入札回数

1回

15 入札の中止

入札に参加する事業者が2者に満たない場合は入札を中止する。

16 その他

参加申込書及び参加者証の記名・押印は、平成25～28年度の摂津市競争入札参加資格申請を本店でされた場合は本店、支店でされた場合は支店で記載すること。